平成２９年（フ）第１８８号
山形市小白川町５丁目18番９号　むつみハイム303、住民票上の住所仙台市泉区紫山５丁目17番地の７
債務者　阿部千絵子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１３号
山形市蔵王半郷239番地24
債務者　鶴見和香子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１６号
山形市大字灰塚493番地の７
債務者　佐藤　　暢
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２０号
山形県東村山郡山辺町近江１番地１　県営近江アパート１号　124号、前住所山形県東根市中央３丁目11番17号
債務者　髙橋　千鶴
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５号
岐阜県大垣市八島町１番地
債務者　風間　良子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
岐阜県大垣市墨俣町墨俣150番地
債務者　小川　竜太
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
静岡県掛川市上西郷1611番地の３　フレッシュタウン101（旧住所　静岡県袋井市山科2844番地の１　ヴィレヂフォーＢ　101号室）
債務者　中山　朝美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
北九州市八幡西区高江４丁目３番３号（202）
債務者　中川　美和
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３号
福岡県豊前市大字八屋1515番地　トータスハイツＡ棟106号
債務者　大石　　学
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１７８２号
さいたま市緑区大字三室1299番地12
債務者　熊谷　武広
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷451番地１　オランジュＢ307号
債務者　北野　沙織
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1419番地の１　シャトル鈴木212
債務者　橘　かおる
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市中庄2375番地１　中庄ルミエール101号
債務者　高原　和彦
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
岡山県倉敷市大島579番地３
債務者　小野　広美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７５０号
埼玉県日高市大字南平沢201番地　アパートヒガタ３号室
債務者　上野　宗治
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７５３号
埼玉県所沢市大字中富1739番地の12　ヴィラベージＳ－103
債務者　熊谷　夏菜（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第８号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目６番11号　第２風見舎202
債務者　若林美佐子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部